

議案第 1 1 号

調布市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

使用料及び占用料の額に係る消費税及び地方消費税の税率を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市下水道条例の一部を改正する条例

調布市下水道条例（昭和47年調布市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条の表以外の部分中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第21条の4第1項の表前項以外の物件の項を次のように改める。

前項以外の物件	占用料の額については、調布市道路占用料等徴収条例（昭和47年調布市条例第22号）第2条の規定を準用する。
---------	--

第21条の4第1項の表備考第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の調布市下水道条例第14条の規定は、平成31年11月1日後の汚水の排出に係る同年12月分の使用料から適用し、同日以前の汚水の排出に係る使用料又は同年11月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定による使用料の算定に当たっては、当該算定の基準日として使用者ごとに定められた日の属する月及びその前月の汚水排出量は均等に排出したものとみなす。